

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成18年7月13日(2006.7.13)

【公開番号】特開2005-140228(P2005-140228A)

【公開日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-376936(P2003-376936)

【国際特許分類】

F 16 C 33/44 (2006.01)

F 16 C 33/56 (2006.01)

【F I】

F 16 C 33/44

F 16 C 33/56

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月31日(2006.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも内輪、外輪、合成樹脂製保持器及び転動体からなる転がり軸受において、前記合成樹脂製保持器が平均直径6～7μmのガラス纖維を10～40質量%含有するガラス纖維強化合成樹脂からなることを特徴とする転がり軸受。

【請求項2】

合成樹脂がポリフェニレンサルファイド、ポリアミド46またはポリアミド66の何れかであることを特徴とする請求項1記載の転がり軸受。

【請求項3】

合成樹脂の分子量が13000～30000であることを特徴とする請求項2記載の転がり軸受。